

平成 30 年度 鹿児島地方最低賃金審議会
第 3 回 鹿児島地方最低賃金審議会議事録

開 催 日 時	平成 30 年 8 月 6 日 (月) 午後 6 時 03 分 ~ 午後 6 時 55 分	
開 催 場 所	鹿児島合同庁舎 第 2 会議室	
出 席 者	公益代表委員 (4 名)	石塚孔信 竹中啓之 野平康博 山本晃正 (敬称略)
	労働者代表委員 (5 名)	大木順子 喜納浩信 下町和三 新内親典 松下 徹 (敬称略)
	使用者代表委員 (5 名)	岩重昌勝 岩元義弘 内 道雄 濱上剛一郎 森山麗子 (敬称略)
	事務局 (4 名)	小林労働局長 田之上労働基準部長 上ノ原賃金室長 田代賃金室長補佐
議 題	1 平成 30 年度鹿児島県最低賃金の改正審議について 2 その他	
配 付 資 料	1 就業形態別労働者一人平均 1 時間当たり賃金 (鹿児島県) 2 平成 30 年度最低賃金基礎調査結果 (1 円ピッチ) 最低賃金引上げ額・率と影響率の関係表及び総括表 3 平成 30 年度最低賃金基礎調査結果 (10 円ピッチ) 最低賃金引上げ額・率と影響率の関係表及び総括表 4 鹿児島県最低賃金の改正決定に関する報告書 (写) 5 専門部会審議経過本審報告書 (部会長)	

石塚会長

それでは、ただ今から、第 3 回鹿児島地方最低賃金審議会を開催いたします。本審議会は原則として公開することになっておりますが、本日は、9 名の傍聴希望者とマスコミの方々が審議会の取材と答申文を手渡す際の撮影を御希望されております。

私としては、本日の議事の内容からして公開して差し支えないと思っておりますので、傍聴、取材及び撮影を認めることにしますので、よろしくお願いたします。それでは、審議を始めたいと思いません。まず、本審議会の成立につきまして事務局より報告をお願いいたします。

上ノ原賃金室長

それでは、報告いたします。審議会は委員の 3 分の 2 以上又は労働者を代表する委員、使用者を代表する委員及び公益を代表する委員の 3 分の 1 以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができないと規定されておりますが、本日は公益側委員 4 名、労働者側委員 5 名、使用者側委員 5 名、合計 14 名の委員に御出席いただいておりますので、定足数を満たしており、本審議会は有効に成立しておりますので、ご報告いたします。

石塚会長

どうもありがとうございました。本審議会は有効に成立しているということでございますので、これより審議を始めたいと思います。

まず1番目の議題の平成30年度鹿児島県最低賃金の改正審議についてですが、審議の前に、事務局から本日の資料の説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

田代室長補佐

私の方から本日お付けしました資料について簡単に説明を申し上げます。まず、資料1ですが、これは毎月勤労統計調査の地方調査が、規模5人以上をもとに常用労働者、一般労働者、パートタイム労働者という就業形態別に1時間当たりの賃金とその前年同月比を取りまとめたものです。中段の一般労働者と下段のパートタイム労働者の表には、それぞれ平成29年度の賃金構造基本統計調査の5人から9人の規模から、男女別に1時間当たり賃金も産出しております。

資料2と3はどちらも、今年度の最低賃金基礎調査の結果表で、資料2は1円ピッチの分析結果、資料3は10円ピッチの分析結果でございます。いずれも7月31日現在で利用可能な全てのデータで分析しております。

1枚目は、2枚目の全労働者の総括表をもとに、引き上げ額1円ごとに影響率を計算した表、2枚目は全労働者の総括表、3枚目は一般労働者のみの総括表、4枚目はパートタイム労働者のみの総括表になっております。

資料2は、1円の階層ごとに実際の分析を反映しているため、資料3と比べて、より、実態に近いものと考えられます。追加資料は、鹿児島県最低賃金の改正決定に関する報告書、専門部会審議経過本審報告書、それから鹿児島最低賃金審議会からの要望書になっております。以上です。

石塚会長

どうもありがとうございます。平成30年度鹿児島県最低賃金の改正審議につきましては、7月4日に鹿児島労働局長から諮問を受けて、鹿児島県最低賃金専門部会を設置し、臨時専門部会を含めると6回に亘り審議を行なってまいりましたが、本日午後3時に開催されました第5回専門部会で結論が出ましたので、竹中部会長代理から、その報告と審議経過について、説明をお願い致します。事務局は、資料を配付してください。

(資料配付)

竹中部会長代理

それでは、報告書を読み上げる形にさせていただきたいと思いますので、資料3をご覧ください。

それでは、読み上げさせていただきます。

鹿児島地方最低賃金審議会 会長 石塚孔信 殿

鹿児島地方最低賃金審議会
鹿児島県最低賃金専門部会
部会長 石塚孔信

鹿児島県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、平成 30 年 7 月 4 日、鹿児島地方最低賃金審議会において付託された鹿児島県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙 1 のとおりの結論に達したので報告する。

また、報告に当たっては、別紙 2 のとおり平成 20 年 8 月 6 日付け中央最低賃金審議会の平成 20 年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）の考え方にに基づき、最新のデータにより平成 28 年 10 月 1 日発効の鹿児島県最低賃金（時間額 715 円）は平成 28 年度の鹿児島県の生活保護費を下回っていないことを申し添える。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員	石塚孔信	竹中啓之	山本晃正
労働者代表委員	喜納浩信	下町和三	新内親典
使用者代表委員	岩重昌勝	内 道雄	濱上剛一郎

別紙 1 です。

鹿児島県最低賃金

- 1 適用する地域
鹿児島県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1 時間 761 円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生日
平成 30 年 10 月 1 日

別紙 2 です。

鹿児島県最低賃金と生活保護との比較について

- 1 地域別最低賃金
件名 鹿児島県最低賃金
最低賃金額 時間額 715 円
発効日 平成 28 年 10 月 1 日
- 2 生活保護費
比較対象者
12 歳から 19 歳・単身世帯者
対象年度
平成 28 年度
生活保護費（平成 28 年度）
生活扶助基準（第 1 類費 + 第 2 類 + 期末一時扶助費）の鹿児島県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（88,041 円）。
- 3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の に掲げる金額の1箇月換算額と上記2の に掲げる金額とを比較すると鹿児島県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

報告書については以上です。

(竹中部会長代理が報告書を石塚会長に手渡した。)

竹中部会長代理

それでは、引き続きまして、資料4の専門部会審議経過本審報告書を読み上げることにいたします。それでは、読み上げさせていただきます。

専門部会審議経過本審報告書(部会長)

1 はじめに

平成30年度の鹿児島県最低賃金額改定の審議については、本年7月4日に鹿児島地方最低賃金審議会に対して諮問がなされ、当専門部会を設置して、臨時専門部会を含めて、合計6回にわたり調査審議を行った結果、最低賃金額の改定について真摯な議論が展開され、十分な審議を尽くした。

2 審議経過

第1回専門部会を7月25日に、臨時専門部会を7月30日に、第2回専門部会を8月1日に、第3回専門部会を8月2日に、第4回専門部会を8月3日に、第5回専門部会を8月6日に開催した。

第1回専門部会においては、最賃法第25条の申出にあった専門部会の公開・非公開については、本年度も専門部会の審議は非公開とすることが決定された後に、労使各側から今年度の最低賃金改正にあたっての基本的な考え方が次のとおり表明された。

労働者側委員からは、文書が示されて、主に、

県内の景気は緩やかな回復が続いている。明治維新150周年関連や大河ドラマ「西郷どん」放映による観光客の増加や雇用・所得環境の改善により、個人消費が増加している。

賃金改定状況調査第4表や一般労働者の賃上げ率等を重視した引上げ額の調査審議だけでなく、最低賃金のあるべき水準についての議論をこれまで以上に深める必要がある。

生活保護等と比較する場合の月間労働時間は173.8時間で、年間では2085.6時間となるが、日経連の集計結果では、1,800~1,900時間が42%で最も多く、2,000時間超は3%しかない。労働者の実態に即した月間労働時間として、2017年の毎勤調査の平均値である158時間を用いるべきである。

との考え方を示された。

使用者側委員からも文書が示されて、主に、

県内の景況は、一般的には、良いと言われているが、中小・零細は厳しい状況にある。

地域別最賃は、最賃法9条の3要素を総合的に勘案して定めることとされているが、政府の引上げ方針等を重視した審議によって、目安の合理的な根拠が十分に示されないまま、3年連続して20円を超える引上げとなっている。

政府方針(目安額)への配慮は一定程度必要ではあるが、収益の持続的な改善・拡大や生産性を伴わない形での大幅な引上げが継続されれば、中小零細企業の経営を直撃し、そこで働く労働者の雇用が失われるだけでなく、事業の継続を危うくし、地域経済に悪影響を及ぼしかねない。

との考え方が示された。

当日は、労使ともに具体的な金額の提示はなく、第2回専門部会でこれを行うこととなった。臨時専門部会においては、意見陳述の機会の付与について審議した結果、意見陳述は2名以内、概ね10分以内で行うことが決定された。

第2回専門部会におきましては、鹿児島県最低賃金の金額改正について、その根拠となる見解を示すとともに、具体的な金額提示を行って審議した。

労働者側委員からは、主に、

最低賃金のあるべき水準、県内の高卒初任給との均衡、生活保護との整合性、生計費、地域における通常の事業の支払い能力について、各種統計資料等を基に地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払い能力や現下の経済状況等に加え、

成長力底上げ戦略推進円卓会議や雇用戦略対話での政労使合意等を考慮し、Dランクの目安額である23円を上回る32円の引き上げを求める

との金額提示があった。

使用者側委員からは、主に、

鹿児島県商工会連合会及び鹿児島県中小企業団体中央会が行った最新の調査では、業況DI等のデータから「景気は大幅に落ち込んでいる」と分析していること、人手不足の中、人件費、原材料費の値上げなど、経費は上昇しているが、価格に転嫁できず、売り上げ増にもつながらないため、収益状況が著しく悪化していること

最低賃金は、県内の全企業に罰則をもって、適用され、離島を含めて格差の大きい本県では、これらの地域に配慮すべきであること

支払い能力を超えた最低賃金の引き上げは、零細な事業者にも規模の縮小や廃業を強いることになりかねず、働き方改革を進めるにあたっての負担増への懸念等もあるが、目安額に配慮されて、昨年と同額の22円の高額提示

があった。

その後、公労・公使協議を経ても、労使の意見の一致は難しいとのことで次回継続して審議することとなった。

第3回専門部会におきましては、前回に引き続き、鹿児島県最低賃金の金額改正の審議を行った。

労働者側委員からは、

企業は、自社の支払い能力を超えて採用することはないので、募集賃金が支払い能力のアップになる。

県内の新規学卒者は、大卒で53%が県外へ就職している。これらの県外流出を食い止め、人材確保と担い手不足等に歯止めをかけるためにも、賃金の底支えとしての最低賃金の役割は重要である。

奨学金の返還負担感として、半数以上が苦しいと答えている。

非正規労働者の年収の低さは、既婚率に影響している。

第4表は最賃決定の三要素を総合的に表しているデータであると、使側は主張はしているが、賃金改定の決定に当たり、実際に企業が重視したのは、企業の業績が最も多く、三要素にある労働者の生計費はほとんど考慮されていないという調査結果もある。

という見解が述べられた。

使用者側委員からは、主に、

支払い能力から多くの企業は、引き上げをクリアーできるが、最賃額周辺にある企業への影響について、怖さを感じる。

賃金引上げを行った場合、社会保険料等の負担も増える。

という見解が述べられた。

その後、公労・公使協議を経ても、労側の提示額 27 円と使側の提示額 22 円について、労使の意見の一致は難しいとのことで次回継続して審議することとなった。

第 4 回専門部会におきましては、前回に引き続き、鹿児島県最低賃金の金額改正の審議を行いました。

労働者側委員からは、主に、

過去 5 年間、D ランクで目安額どおりで結審しているのは本県のみ。中賃の総合指数でも、D ランクの中位にある。これ以上福岡県に離されたくない。

労働者は、働きたくでも社会システムが変わっていないので、雇用の買いたたきが生じている。

賃金引き上げに伴う公的な支援が行き届いていない。

労働集約型のビルメンでも実態賃金は 800 円程度であり、影響はない。

という見解が述べられた。

使用者側委員からは、主に、

就労支援施設で働いている人が、最賃が引き上げにより、施設が閉鎖され、働く場を失っている。

役所等の臨時職員も最賃額引き上げにより、人員、雇用日数等に影響が出ている。

零細企業では、最賃額引き上げにより、労働者を雇えなくなっている。

政府の支援策も一時的なもので、永続的なものではない。入札額も消費税込となっており、事業者の負担が増えている。

という見解が述べられた。

その後、公労・公使協議を経ても、労側の提示額 25 円と使側の提示額 23 円について、労使の意見の一致は難しいとのことで次回継続して審議することとなった。

第 5 回専門部会におきましては、前回に引き続き、鹿児島県最低賃金の金額改正の審議を行った。

労働者側委員からは、主に、

実勢賃金は上がっている。他県との格差を縮める方向に動いている。その年その年の積み重ねを考慮してほしい。

との見解が述べられました。

使用者側委員からは、主に、

企業の支払い能力は踏まえておきたい。新聞等の求人情報でも 750 円で募集しているところもある。影響率も大きく、甚大な影響があることを無視できない。

との見解が述べられました。

これまで臨時専門部会を含めると計 6 回に亘って、意見の一致に向けて審議を重ねてきましたが、労使の景況感、今後の景気への期待感、支払能力に対する考え方に開きがあり金額の一致に至らなかったため、公益委員見解を示して、これに対して採決を行い、その結果をもって当専門

部会の結論とすることに至った。

3 結論

第5回専門部会において、これまでの審議内容を総合的に勘案して「現行最低賃金 737 円を 24 円アップして 761 円にする。」との公益委員見解を別添のとおり示して、採決した結果、賛成 5 名(公益委員 2 名、労働側委員 0 名、使用者側委員 3 名)、反対 3 名(公益委員 0 名、労働側委員 3 名、使用者側委員 0 名)で、採決により鹿児島県最低賃金を 761 円に改定することを、当専門部会の結論とすることに至った。

以上で報告を終わります。

次に公益委員の見解を読ませていただきます。

公益委員の見解

平成 30 年度鹿児島県最低賃金の改正審議において、平場での協議及び公労・公使間の個別協議を重ねて参りましたが、双方の提示額に隔たりがあり、これ以上の歩み寄りには期待できない状況に至りました。

そこで、鹿児島県最低賃金専門部会において採決をするに当たり、公益委員の見解を、以下のとおり示します。

中央最低賃金審議会の目安小委員会は、「働き方改革実行計画」に配慮した調査審議が求められたことについて特段の配慮をした上で、総合的な審議を行ってきた。」とされているところであり、この公益委員見解のDランクの目安額を最大限参酌することとした。

生計費に見合った賃金の確保や非正規労働者の処遇改善、地域間格差の縮小を図ることが必要であるにもかかわらず、新規学卒者の半数以上が県外へ就職している現状にあり、県内からの人材流出に歯止めをかけ、人材確保と地元への定着を促す必要があるという労働者側からの見解について考慮した。

当県は、離島を擁し、地域経済を支える小規模事業者にとって、全国と比較して厳しい経営環境を強いられていることや、人手不足の中、人件費や原材料費の値上げによる経費上昇が価格に転嫁できず、収益状況が悪化しており、事業運営に深刻感を抱いている事業者が依然として多いという厳しい経営実態にも配慮する必要があるという使用者側からの見解について考慮した。

各種経済指標では、景気は回復傾向にあるとされ、明治維新 150 周年関連による観光客の増加等による県内消費の拡大が見込めるところであるが、これに対応する労働力の確保を図りつつ、企業収益の更なる改善によって、個人消費を喚起し、経済を好循環に導いていく必要がある。

これらのことを総合的に勘案して、公益見解としましては、24 円上げて、平成 30 年の最低賃金を 761 円としたい。

以上で報告を終わります。

石塚会長

どうもありがとうございました。ただ今、竹中部会長代理から専門部会における鹿児島県最低賃金の改正決定に関する報告と審議経過について説明がございましたが、これにつきまして、何かご質問やご意見はございませんでしょうか。

下町委員

報告書の4ページになると思うのですが、その上から丸が2つありまして、2つ目の使用者側委員からのところですが、企業の支払い能力を踏まえておきたいという書き方で、そこは把握しておきたいという意味合いでよろしいですね。

濱上委員

そこはきちっと配慮するという意味です。

下町委員

私もそうは思ったのですが。

石塚会長

そこは、そういうニュアンスをきちんと伝えられるようにしなければいけませんね。どうもありがとうございます。他に何かございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(意見なし)

石塚会長

ありがとうございます。それでは、鹿児島県最低賃金の改正決定につきまして、これからお諮りいたします。本審議会はただ今の専門部会報告書の結論のとおり鹿児島県最低賃金を時間額761円に改正することとしてよろしいでしょうか。

(異議あり)

石塚会長

異議ありということで、採決により決定したいと思います。その前に議事の決め方について、説明をお願いしたいと思います。

上ノ原賃金室長

最低賃金審議会令第5条によりまして、議事は出席している委員の過半数をもって決する。可否同数のときは、会長の決するところによる、となっております。以上でございます。

石塚会長

ありがとうございます。それでは、議事の決め方は事務局より説明があったとおりです。それでは、お諮りします。鹿児島県最低賃金専門部会の結論を当審議会の結論として決定してよろしいかお諮りします。

専門部会の結論につきまして、賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(公益側委員 2名、労働者側委員 0名、使用者側委員 5名 合計7名)

専門部会の結論につきまして、反対の委員は挙手をお願いいたします。

(公益側委員 0名、労働者側委員 5名、使用者側委員 0名 合計5名)

専門部会の結論につきまして、棄権の委員は挙手をお願いいたします。

(公益側委員 1名、労働者側委員 0名、使用者側委員 0名 合計1名)

採決の結果、賛成7名、反対5名、棄権1名、合計13名で賛成多数により、専門部会と同じ結論に決しましたので、私から鹿児島労働局長に答申いたします。事務局は、答申文の準備をお願いします。

(答申文準備・配付)

石塚会長

それでは、答申文の準備ができましたので、答申文を読み上げます。局長は、前の方にお越しく
ださい。

平成30年8月6日

鹿児島労働局長

小林 剛 殿

鹿児島地方最低賃金審議会

会長 石塚孔信

鹿児島県最低賃金の改正決定について(答申)

当審議会は、平成30年7月4日付け鹿労発基0704第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のとおり結論に達したので答申する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)」の考え方にに基づき最新のデータにより比較したところ、平成28年10月1日発効の鹿児島県最低賃金(時間額715円)は平成28年度の鹿児島県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

別紙1です。

鹿児島県最低賃金

- 1 適用する地域
鹿児島県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 761円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生日
平成30年10月1日

別紙2です。

鹿児島県最低賃金と生活保護との比較について

- 1 地域別最低賃金
件名 鹿児島県最低賃金

最低賃金額 時間額 715 円
発効日 平成 28 年 10 月 1 日

2 生活保護費

比較対象者

12 歳から 19 歳・単身世帯者

対象年度

平成 28 年度

生活保護費（平成 28 年度）

生活扶助基準（第 1 類費 + 第 2 類 + 期末一時扶助費）の鹿児島県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（88,041 円）。

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記 1 の に掲げる金額の 1 箇月換算額と上記 2 の に掲げる金額とを比較すると鹿児島県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

以上です。

石塚会長

それでは、次の議題はその他となっていますが、ここで、専門部会での審議の中で、労使双方から最低賃金引き上げのための中小企業支援策を手厚くしていただくことの見解が出ました。そこで、審議会からの要望書ということで、私の方から小林局長に要望書を渡したいと思いますが、その中身について、これから読み上げさせていただきます。

平成 30 年 8 月 6 日

鹿児島労働局長

小林 剛 殿

鹿児島地方最低賃金審議会

会 長 石塚 孔信

鹿児島地方最低賃金審議会からの要望書

近年、我が国では、グローバル競争と新自由主義経済の展開の中で、大企業を中心として日本企業は輸出や海外進出を拡大してきている。その中で、規制緩和による正規雇用の減少と非正規雇用の増加が平均賃金の減少傾向を招き、そのことが個人消費を中心とした国内需要を押し下げ、中小企業の業績の悪化を招き、さらにそこで働く労働者の賃金を低下させる要因となっている。

その中で最低賃金の引き上げは、地方で働く労働者の所得を上昇させ、それが個人消費の増加を喚起し、地域経済へプラスの効果を与えることになるが、一方では、特に中小零細企業の経営者は、人件費増がコスト負担を増大させて経営を苦しめ、賃金水準が上がれば経営が成り立たなくなって倒産する企業が出て、雇用を失う結果になるのではないかと懸念する声も多い。

今回審議を進める中で、労使双方から最低賃金を引き上げるための中小企業支援策を手厚くしていただけるように要望する旨の見解が出た。具体的には、最低賃金引き上げのための環境整備に対する予算の増額、労災保険や健康保険等の社会保険料について中小企業の負担の軽減などの要求、公契約での最低賃金の適正な反映や下請けいじめの防止など下請け企業の賃金が低いままの水準に置かれていくことを改善するような整備を求めるものである。以上。

そこで、本審議会からの要望・意見として上の2つのことについて要望するという内容の要望書を局長あてにお渡ししたいと思いますが、これについてご意見・ご質問はございますか。

下町委員

文章の の関係につきまして、補足と申しますか、局長もいらっしゃいますので、補足という意味で申し上げてよろしいでしょうか。最低賃金の適正な反映と書いてございますが、人件費とか原材料費が上がってきます。それから付加価値も上昇する場合があります。ところが、これを価格に、サービスの料金等に転嫁できていないというのが現実でございますので、そのことが回りまわって経済とか、あるいは働く者に悪影響をしているのが今の状況だという認識をしております。つきましては、この転嫁について、いわゆる公正取引になります。このことを制度化してほしいという意味合いでございますので、できれば法制化だと私としては考えておりますが、そのことの補足をさせていただきたいということをお願いいたします。口頭での補足ということで結構です。

石塚会長

中身については、私も下町委員と同じ見解ですので。それは、よろしく願います。

石塚委員

他にございますか。はい、どうぞ。

新内委員

ですが、環境整備に対する予算の増額となっておりますが、使用者側がおっしゃるように、やっぱり使い勝手が悪いということが原因で、予算の方は現実には、消化されてない部分もあると。増額で済むということではないと思ひまして。また、そこをどう変えるかという問題があるんですが。基本的な部分で、この要請は今年だけですか。そこを確認してなかったから。基本的には労側としては、国なり県なりに、言うべきことがあれば、毎年言ってもいいのではないかと思います。それと、中身に対する議論というのを専門部会の場でするわけにもいきませんので、一度もしていませんので。そうすると来年以降、例えば、使側はどういう事項を要請してほしいとか、労側はどういう事項を要請してほしいとかあるのではないかと思います。それを取りまとめるということも必要なのではないかと思います。あまりにも中身が抽象的すぎると、なかなか受け取る方も受け取りにくいと思います。そういう意味でも来年以降の検討課題があるのではないかと思います。以上です。

石塚会長

ありがとうございます。今回初めて、こういった形で、要望書を出すということで。本来、専門部会の中で、もう少し議論をしても良かったのですが、一応、最低賃金審議会という性質なので、今回は、行き届かなかったところがあると思います。次年度以降、これをこういった形で話を、議論を進めて、中身をもう少し具体的に実効性のあるものにしていけたらと、話を進めていけたらと思います。今回は、最初ということで、今、お二人の方からご意見があったこともニュアンスに含めて、こういった形で要望書をお渡しするというところでよろしいでしょうか。

(異議なし)

石塚会長

それでは、要望書を労働局長にお渡ししたいと思います。

(要望書を小林労働局長に手渡した。)

石塚会長

それでは、その他の議題の中で、皆様からご意見等はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(意見なし)

石塚会長

他に、ないようですので、今後の予定等につきまして、事務局の説明をお願いしたいと思います。

田代室長補佐

それでは私の方から今後のスケジュールについて説明させていただきます。鹿児島県最低賃金の改正決定に係る今後のスケジュールは、本日答申をいただきました鹿児島県最低賃金につきましては、直ちに審議会の御意見として、答申の内容を公示いたします。公示に対する異議申し出の締め切りは公示日の翌日から15日目となっておりますので、8月21日火曜日が締切日となっております。

したがって、異議の申し出があった場合は、異議の申出締め切り日の翌日である8月22日水曜日8時30分から、県民交流センターで、第4回の本審を開催し、異議申し出の内容について審議いただくこととなっておりますので、この日程の確保をお願いいたします。

なお、異議申し出がなかった場合は、審議の必要はありません。

また、産業別最低賃金につきましては、改正の必要性を審議していただくために、8月17日金曜日午前9時と8月20日月曜日午前9時から運営小委員会を開催することとなっております。

運営小委員会で改正の必要性ありとなった場合は、第4回本審で局長に対し、必要性ありの答申をしていただき、その後、局長から金額についての調査審議の諮問を行い、そして、産業別最低賃金の専門部会の委員の推薦公示を行いますので、9月7日金曜日までに推薦していただきたいと思っております。また、各専門部会はできれば8月中旬頃から審議に入れるよう調整したいと思っております。また、産業別最低賃金の年内発効のためには最終結審日は10月31日水曜日となっております。以上で、今後のスケジュールの説明を終わります。

石塚会長

どうもありがとうございました。ただ今、今後のスケジュールについての説明がございましたように、今後、公示を行い、異議の申し出があった場合は、異議申し出の締め切り日の翌日である8月22日水曜日8時30分から第4回本審を開催することになりますので、日程の確保をお願いいたします。また、8月17日金曜日の午前9時からと8月20日月曜日午前9時から運営小委員会を開催し、産別最賃の専門部会の委員の推薦を、9月7日の金曜日までにしていただきたいということですので、この日程についてもよろしくをお願いいたします。

ということで、他に事務局から何かございますか。

上ノ原賃金室長

今、田代の方から今後の産業別最低賃金について、今後のスケジュールの説明があり、専門部会の審議は8月中旬以降に審議を開始すると申しましたが、9月中旬以降に審議を開始することとなりますので、よろしくお願いします。

石塚会長

それでは、小林局長ございますか。

小林労働局長

それでは、審議会の終結に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

本年度の鹿児島県最低賃金の改正につきましては、7月4日に諮問をさせていただき、その後、最低賃金専門部会が設置されて、7月25日の第1回専門部会から本日まで、臨時専門部会を含めると、計6回の専門部会が開催されました。

今年は、例年にも増して暑い日が続く中で、長時間に亘る熱心かつ活発なご審議を重ねていただきまして、本日、この第3回本審の席におきまして、鹿児島県最低賃金の改正に対するの答申を頂いたところでございます。感謝申し上げます。

本年度も、中央最低賃金審議会の開催日程の関係等もありまして、非常にタイトな審議日程の中での審議会、専門部会の開催となり、石塚会長を始めといたしまして、公・労・使の各委員の皆様には、大変なご苦勞をおかけしたことと思います。心より感謝申し上げます。

本日の答申を受けまして、今後、私どもにおきましては、異議申出についての公示を経て最低賃金の決定を行い、官報掲載による公示の手続を進めることといたします。

また、鹿児島県最低賃金の効力が発生し次第、より多くの労働者、使用者、その他関係の方々にお知らせをして、最低賃金制度のより一層の周知と、その履行確保のための行政指導に努めて参りたいと考えております。

加えて、3年目、各20円以上の引き上げということで、新たな最低賃金の円滑な運用のため、働き方改革推進支援センターや業務改善助成金等の中小企業・小規模事業者に対する支援施策についても、鹿児島労働局をあげて、その周知、申請に向けた各事業者への説明等に取り組んで行きたいと考えております。

また、最後に要望書ということで承りました。しっかり受け止めた上での確に対応していきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

最後になりますが、これまでの各委員の皆様とのご尽力に感謝するとともに、今後の施策の展開に、取り組んでいきたいと思っております。以上です。

石塚会長

ありがとうございました。それでは、他に何かございますか。

新内委員

審議が終わりましたので、これからはいつものことですが、実効性のある最賃ということで、そのために、ここ3、4年、労働局が主催で行って頂いております。公労使、鹿児島県も参加していますが、今年も全体で審議会を中心に、最賃周知の取り組みを実現、実施をしていただければと思います。その周知の取り組みを是非、拡大強化をお願いしたいと思います。以上です。

石塚会長

ありがとうございます。そういうことですので、よろしくお願いします。他に何かございますか。

(意見なし)

石塚会長

それでは、最後に、議事録署名者を指名します。労働者側は、新内委員、使用者側は、濱上委員をお願いします。

以上をもちまして、本日の審議会を終了いたします。どうも長い時間ありがとうございました。

議事録署名

会 長 _____

労働者代表委員 _____

使用者代表委員 _____